所定疾患施設医療費（Ⅱ） 算定条件

①対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

・肺炎 ・尿路感染症 ・帯状疱疹・蜂窩織炎

※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

※同一の入所者について1月に1回、連続する10日を限度として算定する。

※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。

②肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合にのみ算定できるものであること。

③診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載すること。

④当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

⑤介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。

ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

緊急時治療管理 算定条件

入所者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理として、

投薬、注射、検査、処置等を行ったときに算定する。

※1回に連続する3日を限度とし、月1回に限り算定する。

緊急時治療管理の対象となる入所者は次のとおりであること。

・意識障害又は昏睡 ・急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪 ・急性心不全（心筋梗塞を含む）

・ショック ・重篤な代謝障害 ・その他薬物中毒等で重篤なもの

令和5年度 所定疾患及び緊急時加算等 算定数

		合計		R5.4		R5.5		R5.6		R5.7		R5.8		R5.9		R5.10		R5.11		R5.12		R6.1		R6.2		R6.3	
		人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
所定疾患施設療養費	尿路感染症	55	310	6	33	4	33	4	7	5	30	5	28	2	13	4	31	4	32	7	25	4	19	5	27	5	32
	肺炎	2	11									1	7													1	4
	急性呼吸不全	0	0																								
	帯状疱疹	1	5									1	5														
	蜂窩織炎	9	71	2	11			1	8			2	20	1	10									2	13	1	9
	合計	68	400	8	44	5	36	5	15	5	30	9	60	3	23	4	31	4	32	7	25	4	19	7	40	7	45
緊急時治療管理（入所）	呼吸不全など	33	62	5	10	3	5	4	6	2	3	2	5	2	5	1	2	2	3	3	6			2	2	7	15
	ショック	1	3	1	3																						
緊急時治療管理（ショート）	呼吸不全など	2	4	1	3															1	1						
	ショック	0	0																								